

暮らしの ここカタ 弁護士相談室

第2回



長男に会社を全て相続 争いの種になるかも？

燈(ともしび)法律事務所 西田 敦弁護士

「財産を全て一人に」相続させるという遺言書を作成する場合、遺留分を考慮しておかなければなりません。遺言書の作成では、法律や税の観点からさまざまなことを検討する必要があります。

相談者Aさん(会社経営)

Q 妻は亡くなっていて、私が亡くなれば、私の財産は長男と二男の2人が相続することになっています。現在、会社を営んでいるのですが、私も高齢になり、経営を手伝ってくれている長男に会社を任せようと思っています。私の財産の多くは、会社の株式が占めています。

そこで、長男に会社の株式を含めて全ての財産を相続させる遺言書を作成しようと思うのですが、何か問題はありますか？

A ご長男とご二男の法定相続分は2分の1ずつですが、遺言書でご長男に全ての相続財産を相続させることは可能です。

ただし、ご二男には法定相続分の2分の1、すなわち相続財産の4分の1について保障される、遺留分制度があります。

仮にご長男へ相続財産の全てを相続させる遺言書を作成したとしても、Aさんが亡くなった後、ご二男が侵害された遺留分相当額をご長男へ請求することができます。これは、相続でなくAさんが生前にご長男へ全ての財産を贈与した場合も同様で、ご二男はAさんがご長男へ生前に贈与された財産と相続財産を含めた金額の4分の1について、ご長男へ遺留分を請求する権利があります。

Q 二男は長男が私の会社を継いで頑張っている姿を見てきているので、きつと遺留分の主張などして長男ともめることはないと思います。

A 今はそうかもしれませんが、もしかしたらご二男の家庭は何らかの理由でお金が必要になっていくかもしれません。法的な観点から、残された家族間で紛争が起らないように、よく考えて作成した方がよいと思いますよ。

Q そういえば、子供たちを皆私立の学校に通わせていて、お金

がかかって仕方ない、と二男が愚痴(ぐち)っていました。確かに、私が生きている時は円満でも、死んでしまった後に全くもめないとは限りませんね。

A 遺留分については、民法上、相続発生前に事前に放棄することができるとはありますが、もっとも、この手続きは、ご二男が自分で家庭裁判所へ許可申し立てを行わなければならない、また、ご二男の意思の確認や、例えばご二男が遺留分放棄する代わりにAさんがまとまったお金をご二男へ贈与しているなど、ご二男の利益を不当に害しないかなどを家庭裁判所が判断するため、さまざまなハードルがあります。

また、経営承継円滑化法における「遺留分に関する民法の特例」という特例で、一定の中小企業において、旧事業者(Aさん)が後継者(ご長男)に会社の株式を贈与した場合に、後継者(ご長男)が推定相続人(ご長男とご二男)全員の合意を得て、経済産業大臣の確認を受けて、家庭裁判所の許可を受けることで、例外的に遺留分の対象から除外することができる制度があります。さまざまな要件があり、経済産業省や家庭裁判所への手続きがあって大変ですが、Aさんの会社をご長男に引き継いでもらうから、と言えば、ご二男も手続きに協力してくれるかもしれませんね。この場合、贈与税の免除を受けたり、相続税の納税猶予を受けたり、相続する特例事業承継税制という制度もセットで利用できるかもしれません。

Q なるほど、色々な方法が考えられるんですね。

A 令和元年7月1日から改正された相続法で、遺留分の対象となる生前贈与は、相続開始前10年前に限られることになりました。その辺も踏まえて、色々と対策を考えていきましょう。

にた・あつし

大阪市立大学法科大学院修了。法田坂法律事務所などを経て平成25年、西田敦法律事務所を開設。令和2年、燈法律事務所に改称。弁護士など11業種の国家資格者(士業)が集まり、司法過疎地域で無料相談などを行う「八重会」や「南大阪士業の会」で活動。大阪弁護士会所属。燈(ともしび)法律事務所 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号 西田司法ビル3階 Tel 072・225・5111

